

障害児通所支援の手引き

— 支援者用 —

香美市福祉事務所

令和7年6月

目次

1 手引きの目的.....	1
2 対象となる児童	1
3 障害児通所支援の種類、支援内容等	1
4 利用者負担額.....	4
5 利用申請.....	4
6 障害児相談支援事業所	5
7 障害児通所支援事業所	6
8 保護者からよくある質問	12

1 手引きの目的

障害児通所支援は、2012年の児童福祉法の改正により、障害のある児童が住んでいる身近な地域で教育や支援を受けやすくするため設けられました。その通所支援の内容は、施設等への通所または保育所や学校への訪問により、心身に障害のある児童や発達に心配がある（集団生活に参加するのが苦手、環境変化への適応が苦手、気持ちの切り替えが難しい等の）児童を対象とした、療育・訓練の支援です。

保育所や学校等で児童に関わる先生方や香美市で障害児通所支援に関わる支援者が情報共有することにより支援者間の連携を強化し、その児童の特性に応じた更に質の高い支援の実現に取り組んでいただけるよう、この手引きを作成しました。

2 対象となる児童

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病等（以下「難病」という）がある原則18歳未満の児童が対象となります。

対象となる児童（以下、「障害児」という）であるかどうかは、利用申請時に以下のいずれかにより確認します。

- ①障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- ②特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ③上記①または②に該当しない場合は、療育福祉センター、主治医等の意見書や診断書
 - ・ 障害の有無の確認に当たっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障害が想定され支援の必要性（当該児童が療育・訓練を必要とするか否か）が認められればよいものとする。
 - ・ 医療機関を予約後、医師の意見書等を準備するまでに時間を要する場合は、福祉事務所までご相談ください。
- ④難病を有する児童は、医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等により確認する。

3 障害児通所支援の種類、支援内容等

障害児通所支援は、その機能や対象によって以下のような種類があります。また、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、利用量について適切に判断する必要があります。

なお、利用量は一律ではなく、市の支給決定により決められる支給量を上限とします。支援の種類とその支給量は、市より発行される「通所支援受給者証」に記載されます。

(1) 児童発達支援

ア 支援内容

指定児童発達支援事業所又は児童発達支援センター（以下「指定児童発達支援事業所等」という）に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

イ 対象児童

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。

（具体例）

- ・市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ・保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業所等において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

ウ 支給量

支給量の上限は、月の日数－8日とする。

ただし、保育所や認定こども園、幼稚園等(以下、「保育所等」という)は、集団生活の中で生活スキルの習得、同年代の子どもとの関わりにより社会性やコミュニケーションの習得など相互に成長発達を促すことができる場である。そのため、子どもの成長と児童の相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮しながら支援を行うとともに、地域社会への参加・包括(インクルージョン)を推進する観点から、児童発達支援を提供するに当たっては、総合的に評価し、できる限り保育所等の活動に参加できるよう調整する必要があることから、保育所等に在籍している場合は、通常の園生活を妨げることがないよう、週2日(月10日)程度の利用が望ましい。

(2) 居宅訪問型児童発達支援

ア 支援内容

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。

イ 対象児童

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。

なお、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態とは、次に掲げる状態とする。

- ①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合
- ②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

ウ 支給量の基準

支給量の上限は、月の日数－8日とする。

エ 留意事項

利用に当たっては、指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画案が必ず必要。

(3) 放課後等デイサービス

ア 支援内容

指定放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援センターに通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

イ 対象児童

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等(学校教育法第一条に規定する学校のうち、幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要であると認められた障害児。

なお、現に放課後等デイサービスを受けている障害児については、18歳に達した後においても引き続き支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは、20歳に達するまで利用することができる。

ウ 支給量

支給量の上限は、月の日数－8日とする。

ただし、支給量については、支援の必要性を十分に確認し、実際に利用されている支給量を決定する。

エ 留意事項

- ・子どもの地域社会への参加・包括(インクルージョン)を進めるために、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点から、必要に応じて放課後児童クラブとの併用も視野に入れて支援してい

くことが望ましい。

- ・主として、児童の家族の就労支援または児童を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用するものとする。

(4) 保育所等訪問支援

ア 支援内容

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

具体的には、児童への「直接支援」と保育士や教職員等への「間接支援」があり、集団から抜き出して固有の発達課題について支援する場合もあるが、一般的には訪問先での生活の流れや保育・教育活動の集団活動に加わって支援を行う。

イ 対象児童

保育所、幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、中学校、高等学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児につき、当該施設を訪問しての専門的な支援が必要であると認められた障害児。

通所支援で身に付けたことが保育所等の集団の場面に般化しにくく、不適応を起こすことがあるという背景から、基本的には児童発達支援や放課後等デイサービスの通所支援を現在利用している児童が対象となる。ただし、支援の必要性がある場合はその限りではない。

ウ 支給量

支給量の上限は、2週間に1回とする。

ただし、集団生活において不適応が生じているなど緊急性の高い場合は、高頻度での訪問支援も考えられる。また、訪問先の環境整備及びスタッフや周囲の児童の対応が向上した場合には、訪問の間隔を徐々に空けていくことが望ましい。

エ 留意事項

- ・保護者からの依頼に基づく事業となり、保護者が必要性を感じていることが重要である。また、児童本人に訪問支援に対する意向を確認し、自尊心が低下している場合や不適応感を抱いている場合には、支援を拒否する場合も考えられることから、その際には、保護者の意向や訪問支援の必要性を十分に説明し、訪問支援が提供できるよう関係機関で調整する。
- ・あくまでも訪問先の活動の流れに沿って行われるものであり、訪問先と訪問事業所が調整した上で実施すること。
特に、特別支援学校、特別支援学級、中学校や高等学校等の教科担任の担当する学級において支援する場合における利用については、学校等の受入機関と事業所及び指定相談支援事業所との間で十分に調整すること。

4 利用者負担額

利用者負担額については、国の定める報酬額の1割となります。ただし、下表のとおり、世帯の収入状況に応じた負担上限月額が定められています。負担上限月額は年に1回、更新手続きの際に見直します。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

また、昼食等の提供を受けた場合、別途、食事代が発生することがありますので、各事業所へご確認ください。

月額負担上限表

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般	市民税所得割合算額28万円未満世帯	4,600 円
	上記以外の市民税所得割課税世帯	37,200 円

※幼児無償化に伴い、就学前(満3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学まで)の障害児の場合は利用者負担額の軽減あり

※第2子以降の未就学児にかかる利用者負担額の軽減あり

世帯の所得割合算額や世帯構成によって該当するか判断する

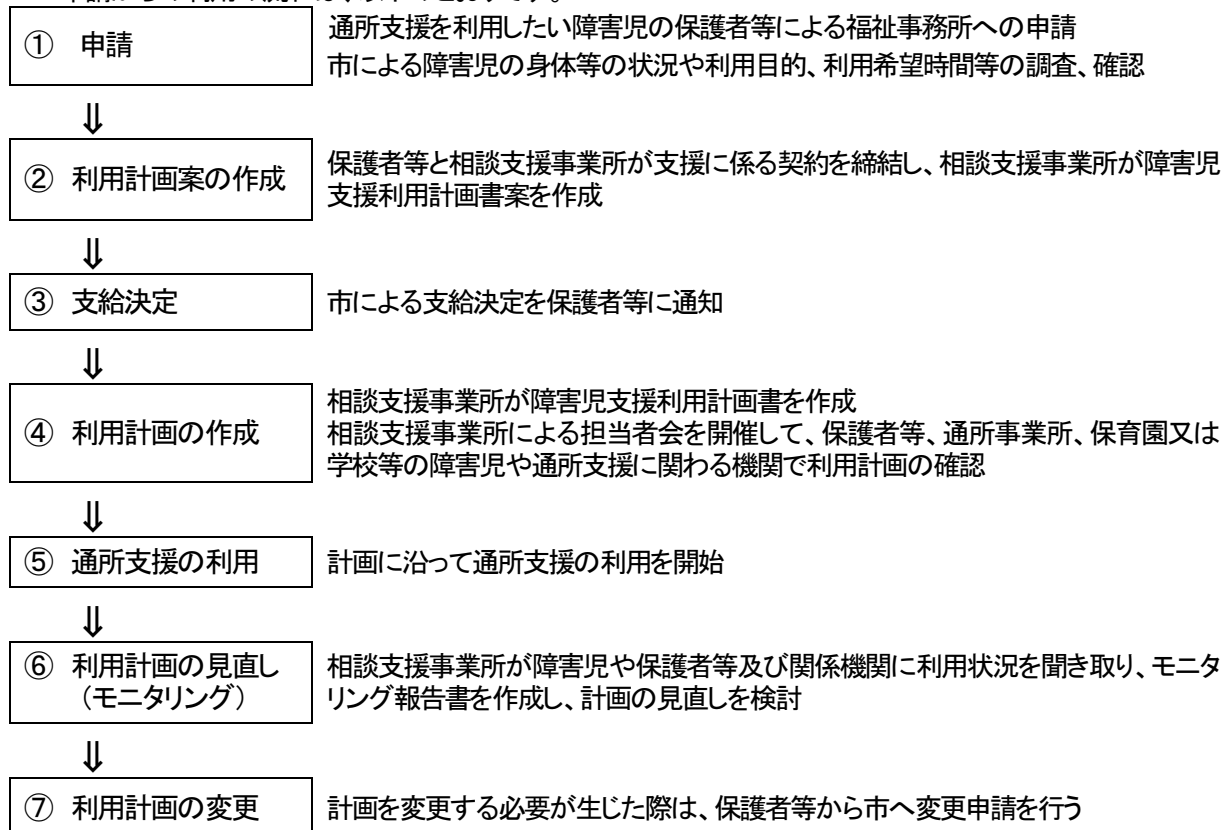
※同じ世帯内で障害福祉サービス等を利用する人が複数いる場合や、同一利用者が複数のサービスを利用する場合は、支援を提供する事業所において負担上限額を超えないように管理する(上限額管理)。

(障害福祉サービスと障害児通所支援を併せて利用している場合、上限額管理はできないため、負担上限額を超えた分が高額障害福祉サービス等給付費等として支給される。)

5 利用申請

(1) 通所支援利用の流れ

申請からの利用の流れは、以下のとおりです。



(2) 必要書類

利用申請にあたり提出する必要がある書類は以下のとおり。

- ①様式第1号「支給(変更)申請書兼利用者負担額減額・免除等(変更)申請書・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給(変更)申請書」

様式は香美市のホームページからダウンロード可能

- ②対象となる障害児であることの確認書類

以下のいずれかが必要です。

- ・障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ・特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ・療育福祉センター、主治医等の意見書や診断書
- ・難病を有する児童は、医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

※詳しくは1ページの「2 対象となる障害児」の対象確認書類を参照

※申請に係る障害児が児童発達支援において治療を行う場合、申請者の加入する医療保険証が必要です。
申請書に被保険者証の記号及び番号並びに保険者名及び保険者番号を記載してもらい、通所給付決定に際し、肢体不自由児通所医療受給者証に当該情報を記載します。

(3) 留意事項

利用申請から支給決定までは、福祉事務所による調査及び障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画書の作成期間の都合により、2ヵ月程度の期日を要します。

なお、通所支援の支給決定は月単位を原則としており、支給決定期間の上限は通所支援の種類に限らず1年間となります。

(4) 申請・問い合わせ先

香美市役所 福祉事務所 社会福祉班 (本庁舎2階)

住所 〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

電話番号 0887-53-3117

FAX番号 0887-53-1094

6 障害児相談支援事業所

香美市内の障害児相談支援事業所の情報については、下表のとおりとなります。

障害児相談支援事業所一覧

	事業所名	住所	電話番号
1	相談支援センターあななう	香美市土佐山田町東本町1丁目3番地20号 名教館101	0887-52-8174
2	相談支援事業所鏡野	香美市土佐山田町東本町4丁目2番15号 タウニー八王子Ⅱ 102号	0887-53-9320
3	地域活動支援センター「香美」	香美市土佐山田町1689番地1	0887-53-7077

4	相談支援事業所すきっぷ	香美市土佐山田町旭町4丁目1番4号	090-2898-4159
5	ワンステップ	香美市土佐山田町百石町1丁目11番14号	0887-52-8703

7 障害児通所支援事業所

香美市内の障害児通所支援事業所の情報や特色については、下表のとおりとなります。

障害児通所支援事業所一覧

	事業所名	利用できる通所支援
1	放課後等デイサービス事業所白ゆり	放課後等デイサービス
2	COMPASS. 香美	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
3	ワンステップ	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
4	放課後等デイサービス すきっぷ	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
5	放課後等デイサービス すきっぷ かみ	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援

(1)放課後等デイサービス事業所 白ゆり

1	利用サービス	放課後等デイサービス			
2	住所	香美市土佐山田町山田1319			
3	電話番号／FAX	電話番号 0887-52-8857 FAX 0887-57-0337			
4	法人名	社会福祉法人 愛成会			
5	メールアドレス	1-sirayuri@iaa.itkeeper.ne.jp			
6	ホームページ	http://aiseikai-kochi.or.jp			
7	主な対象児童	未就学児	小学生	中学生	高校生
		×	○	○	○
		知的障害	発達障害	身体障害	精神障害
		○	○	×	×
		重症心身障害児	医療的ケア児	車いす利用	※△は要相談
		×	×	×	
8	1日の定員	10名			
9	開所日・時間	平日 9:30～17:30 学校休業日 9:00～14:30（延長 14:30～17:00）			
10	休業日	土曜・日曜・祝日（ただし、祝日は営業する場合もあり）、年末年始			
11	送迎有無／範囲	有／主に香美市土佐山田町内の学校 自宅への送迎含めご相談下さい。			
12	支援方針・支援内容	”自立と社会参加“に向け、異年齢の子ども達との関わりを通して生活習慣や社会性を身に付けることを目的としています。 保護者や学校の状況・意向を聞きながら、課題や宿題、遊び等を計画・実施しています。 長期休暇時には公園や買い物訓練、外食、調理体験なども行っています。			
13	アピールポイント	障害者支援施設・グループホームや就労継続支援B型事業所・生活介護事業所など、同一法人の障害者支援の事業所が隣接しているため、放課後等デイサービス事業を利用していただく中で見学や情報提供も行っています。 ◎自己負担が発生するもの ・学校休業日等の外出に関わる費用（弁当やおやつの購入及び施設入館料等）。			

(2)COMPASS. 香美

1	利用サービス	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援			
2	住所	香美市土佐山田町東本町5丁目1番33号			
3	電話番号／FAX	電話番号 0887-53-9038 FAX 0887-53-9028			
4	法人名	株式会社 三葉			
5	メールアドレス	compass.kami@e-mitsuba.co.jp			
6	ホームページ	https://www.compass-mitsuba.com			
7	主な対象児童	未就学児	小学生	中学生	高校生
		○	○	△	△
		知的障害	発達障害	身体障害	精神障害
		○	○	△	△
		重症心身障害児	医療的ケア児	車いす利用	※△は要相談
		×	×	×	
8	1日の定員	児童発達支援、放課後等デイサービス計10名			
9	開所日・時間	営業時間 月～金曜 10:00～18:00 土曜・学校休業日 9:00～17:00 サービス提供時間 児童発達支援 10:00～12:00 / 14:00～18:00 放課後等デイサービス 14:00～18:00			
10	休業日	日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)			
11	送迎有無／範囲	香美市・南国市・香南市の可能な範囲で対応 時間帯、曜日によっては、保護者による送迎をお願いしています。			
12	支援方針・支援内容	活動を通じて学習や遊びへの興味や関心を広げ、経験を積み重ねることで成長や発達を促せるようにしていきます。また、集団の中での生活を通してルールやマナーを身につけ他者とのコミュニケーションが取れるよう支援していきます。ご本人の情緒、体調、年齢などを加味しながら、より効果的な療育方法を模索し支援していき「言葉を育てる」ことを主軸に一对一の個別指導を行っています。 ●児童発達支援(SST含む) 言語・数の認識・巧緻性・団体活動・感覚運動のアプローチを行います。 ●放課後等デイサービス(SST含む) 身体・言語能力・学習・自立した生活・社会性へのアプローチを行います。			
13	アピールポイント	言葉を身に付ければ考える力を育み行動が変わります。 子どもの可能性を引き出し、社会的な自立に向かう力を育みます。 言語聴覚士・保育士がサポートしていきます。 ◎自己負担が発生するもの ・三葉のプリント教材 1枚 50円。一カ月の上限は 600円となります。			

(3) ワンステップ

1	利用サービス	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援			
2	住所	香美市土佐山田町百石町1丁目11番14号			
3	電話番号／FAX	電話番号 0887-52-8703 FAX 0887-52-8704			
4	法人名	株式会社まことや			
5	メールアドレス	onestep.kami@gmail.com			
6	ホームページ	なし(Instagram あり)			
7	主な対象児童	未就学児	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○
		知的障害	発達障害	身体障害	精神障害
		○	○	○	×
		重症心身障害児	医療的ケア児	車いす利用	※△は要相談
		×	×	×	
8	1日の定員	児童発達支援、放課後等デイサービス計10名			
9	開所日・時間	月曜～土曜 10:00～18:00			
10	休業日	日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)			
11	送迎有無／範囲	有／香美市、南国市、香南市			
12	支援方針・支援内容	ワンステップでは、言語面・理解・表出について個別で支援させていただきながら運動や SST 等の活動を集団で行い、社会性・集団での適応能力・運動機能向上を目的としたプログラムを1人1人に対して組み立てていきます。本児とその家族を含めた、周囲の関係者とともに本児の支援方法の統一を図る為の訪問支援なども行っております。 ワンステップでは、子ども達の『意思』や『個性』を尊重し、保護者の想いをくみ取り、その都度、適切なサービスの提供を行います。			
13	アピールポイント	言語聴覚士、理学療法士、保育士等、各種専門スタッフが在籍し、子ども1人1人に寄り添いながら個別支援をさせていただきます。未就学児～高校生まで子どもの成長に合わせて生活スキルアップ含め自身でできることを増やします。自己肯定感を高め、自立につなげるお手伝いをさせていただきます。相談支援・保育所等訪問も1つの事業所で行えるので、密な情報共有が行えます。 ◎自己負担が発生するもの ・制服(ポロシャツ) (希望者のみ) 1,100 円 ・長期休暇中のお弁当 (希望者のみ) 500 円 自宅からお弁当を持参していただいてもかまいません。			

(4)放課後等デイサービス すきっぷ

1	利用サービス	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援			
2	住所	香美市土佐山田町宝町1丁目1番24号			
3	電話番号／FAX	電話番号 0887-52-8523 FAX 0887-52-8524			
4	法人名	株式会社 Road to happiness			
5	メールアドレス	skip_aozorafti@yahoo.co.jp			
6	ホームページ	なし(Instagram あり)			
7	主な対象児童	未就学児	小学生	中学生	高校生
		○ (保育所等訪問支援)	○	○	○
		知的障害	発達障害	身体障害	精神障害
		○	○	○	△
		重症心身障害児	医療的ケア児	車いす利用	※△は要相談
		×	△	×	
8	1日の定員	10名			
9	開所日・時間	月曜～金曜 9:00～17:00 (延長 17:00～18:30)			
10	休業日	土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)			
11	送迎有無／範囲	有／香美市			
12	支援方針・支援内容	すきっぷは、自律支援・機能訓練を中心に行っています。私たちが日々取り組んでいる「自律支援」ですが、日頃皆さんが目にする「自立」とは少し異なります。よく目にする「自立」は他に頼らず独り立ちすることです。私たちが目指している「自律」は「支援(視覚支援等)に依存したとしても自分らしく生きていくこと」です。自分らしさを大切に生きていくために1人1人のお子さんの特性に合わせて個別療育を提供しています。 また理学療法士による機能訓練を実施しています。1人1人に合ったプログラムを作成し個別での機能訓練・集団での機能訓練を日々実施しています。扁平足・低緊張・過緊張・DCD・姿勢不良・脚長差、肥満・不全麻痺等、事例は様々ですが、機能訓練でアプローチするとともに成長に合わせて補助具等の相談や家庭でできるエクササイズ等の助言も行っています。			
13	アピールポイント	「すきが」「きつとみつかる」「ぶれいす(場所)」名前の由来の通り、お子さんの長所を伸ばし、たくさんの「すき」を見つけてもらえるように日々様々な職種の支援員が、様々な目線から子供たちの成長をお手伝いします。			

(5)放課後等デイサービス すきっぷ かみ

1	利用サービス	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援			
2	住所	香美市土佐山田町旭町2丁目1番25号			
3	電話番号／FAX	電話番号 0887－52－8566 FAX 0887－52－8569			
4	法人名	株式会社 Road to happiness			
5	メールアドレス	houkago_skip@yahoo.co.jp			
6	ホームページ	なし(Instagram あり)			
7	主な対象児童	未就学児	小学生	中学生	高校生
		○ (保育所等訪問支援)	○	○	○
		知的障害	発達障害	身体障害	精神障害
		○	○	○	△
		重症心身障害児	医療的ケア児	車いす利用	※△は要相談
		×	△	×	
8	1日の定員	10名			
9	開所日・時間	月曜～金曜 10:00～18:00 (延長 9:00～10:00)			
10	休業日	土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)			
11	送迎有無／範囲	有／香美市・南国市・香南市内で可能な範囲で対応			
12	支援方針・支援内容	すきっぷかみは、小学校高学年・中学生向けの就労準備型施設になります。 ① 就労へ向けて パソコンや電卓、電話対応、書字、SSTやディスカッション等必要なスキルの支援を行います。 ② 自分に合った仕事をみつける 職場見学、仕事内容の学習を行いながら、その子にあった仕事を見つけるお手伝いをしています。 ③ IADL(手段的日常生活動作) 買い物、清掃、金銭管理、料理、洗濯などを習得できるよう支援を行っています。 ④ 面接対策 身だしなみの整え方や履歴書、質疑応答などの支援を行っています。 長期休暇には主に社会科見学や職場体験を行っています。			
13	アピールポイント	「すきが」「きっとみつかる」「ぶれいす(場所)」名前の由来の通り、お子さんの長所を伸ばし、たくさんの「すき」を見つけてもらえるように日々様々な職種の支援員が、様々な目線から子供たちの成長をお手伝いします。			

8 保護者からよくある質問

(1) 利用する事業所について

質問1	どのような事業所を利用することができますか。
回答	高知県又は高知市(高知市内の事業所に限る)に指定されている障害児通所支援事業所を利用することができます。

質問2	香美市外の事業所も利用可能ですか。
回答	市外の事業所も利用可能です。

質問3	複数の事業所を利用することはできますか。
回答	利用できます。ただし、午前と午後に分け2カ所の事業所を利用する等、1日に複数の事業所を利用することはできません。 例外として、児童発達支援又は放課後等デイサービス利用日に、保育所等訪問支援のみ利用することができます。

質問4	利用する事業所が決まっていますが、申請はできますか。
回答	まずは通所支援の申請に至った経過や現状などの聞き取りをさせていただきます。また、申請の前に事業所の見学や一般相談を勧める場合があります。申請から支給決定までに2ヵ月程度かかりますので、見学や体験を行い、利用予定の事業所を決めていただき、相談支援事業所にお伝えください。

質問5	利用する事業所はどのように決定すればよいですか。
回答	市役所では事業所の斡旋は行っておりません。保護者の方から各事業所に直接お問い合わせください。また、相談支援事業所が決定している場合は、相談支援事業所へ相談ください。 事業所にて相談する場合は、必ず事前に電話連絡してから相談に伺うようお願いします。

質問6	事業所の空き情報は教えてもらえますか。
回答	市役所では各事業所の空き状況は把握しておりません。 相談支援事業所が決定している場合は、相談支援事業所へお問い合わせください。相談支援事業者が決定していない場合は、保護者の方から各事業所に直接お問い合わせください。

質問7	土日祝日、夏休みなど学校が休みの日でも、通所支援を利用することができますか。
回答	事業所によって営業日時が異なるため、各事業所へご確認ください。 香美市内の事業所については、本手引きの6～11ページをご確認ください。

質問8	利用日数を増やしたい(減らしたい)です。
回答	利用中の計画相談事業所に相談の上、変更することとなれば申請してください。利用日数を変更したい理由、お子様の様子を聞き取りさせていただき、市役所が判断し、決定します。

(2) 受給者証について

質問1	受給者証の有効期限はありますか。
回答	受給者証の有効期限は、支給決定期間と同様で最大1年となります。

質問2	受給者証の更新手続きは必要ですか。
回答	更新の手続きが必要です。受給者証の有効期限の2ヵ月前頃にご自宅へ申請書を郵送しますので、期日までに提出してください。手続きの際には、お子様の最近の様子をお聞きます。手続きが完了しましたら、新しい受給者証のシールをご自宅へ郵送しますので、お手持ちの受給者証に貼りつけていただき、利用中の各事業所へ提示してください。

質問3	受給者証を紛失しました。再発行はできますか。
回答	再発行可能です。福祉事務所にて手続きください。

(3) その他

質問1	氏名や住所が変わりました。手続きは必要ですか。
回答	変更後の氏名や住所を記載した受給者証を発行します。 氏名や住所の変更手続きが完了しましたら、福祉事務所にて手続きください。 また、離別等により利用者が変更になる場合も手続きが必要になります。

質問2	市外へ転出予定です。手続きは必要ですか。
回答	香美市の受給者証は、香美市に住民票がある日まで有効です。切れ目なく通所支援を利用する場合は、事前に転出先自治体との調整が必要となりますので、転出前(可能であれば1ヵ月程度前)に福祉事務所に相談ください。